

鹿嶋市建築物耐震改修促進計画

鹿 嶋 市

令和4年4月

目次

第1章 計画策定の目的

1	計画の背景	1
2	計画の目的と位置づけ	2
3	計画の対象期間	2
4	対象とする区域、建築物	3

第2章 建築物の耐震化に関する現状と目標

1	想定される地震の規模、想定される被害の状況	4
2	耐震化の現状	6
3	耐震化の目標の設定	8

第3章 建築物の耐震化促進を図るための施策

1	耐震診断及び改修に関わる関係主体の基本的な取組み方針	10
2	地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	11
3	優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	12
4	重点的に耐震化すべき区域の設定	13
5	耐震化の促進を図るための支援策	14
6	耐震化促進のための環境整備	17
7	建築物の総合的な安全対策の促進	18

第4章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発

1	相談体制の整備及び情報提供の充実	20
2	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	20
3	建築関係団体、NPO、町内会等との連携に関する事項	20

第5章 耐震化を促進するための指導や命令等に係る茨城県との連携

1	法に基づく指導等の実施	21
---	-------------	----

第6章 推進体制と進行管理

1	推進体制	23
2	進行管理	23

資料編

資料1	特定建築物等一覧	26
資料2	法第14条第2号の対象となる政令に定める危険物の数量一覧	27
資料3	県計画及び市計画で指定する市内の緊急輸送路一覧	28
資料4	耐震診断義務付け道路	30
資料5	鹿嶋市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2021	31

第1章 計画策定の目的

1 計画の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、6,434人の尊い命が奪われ、約24万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊等、甚大な被害をもたらしました。このうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。特に昭和56年に改正された建築基準法の「新耐震基準」以前に建築された建築物で倒壊等の被害が大きく、それ以降に建築された建築物の被害は比較的少ないという傾向が明らかとなっています。

この教訓を踏まえて、国では平成7年10月「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年12月施行）」（以下、「法」という。）を制定し、建築物の耐震化に取り組んできましたが、その後も、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）、新潟県中越沖地震（平成19年7月）、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）などの大地震が頻発している状況にあったことから、住宅・建築物の地震防災推進会議の提言を踏まえ、「計画的な耐震化の推進」、「建築物に対する指導等の強化」、「支援措置の拡充」等を盛り込む形で、平成18年1月に法改正が行われました。

これを受け、茨城県では、平成19年3月に既存建築物の耐震改修等を含む耐震化施策を総合的に位置付けた「茨城県耐震改修促進計画」（以下、「県計画」という。）を策定し、本市においても、市民の生命と財産を保護するため、平成22年3月に「鹿嶋市建築物耐震改修促進計画」を策定しました。

このような中、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震では、死者・行方不明者約2万人、全壊約13万棟、半壊約26万棟もの被害を受け、本市においても、死者2名（地震関連死1名含む）、全壊511棟、大規模半壊678棟、半壊2,676棟に及ぶ甚大な被害を受けました。

その後、国では、東北地方太平洋沖地震を踏まえ、今後予想される南海トラフの巨大地震や首都直下地震における被害軽減を図るため、平成25年11月に法改正を、また、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、平成30年11月には、法施行令の改正を行っています。

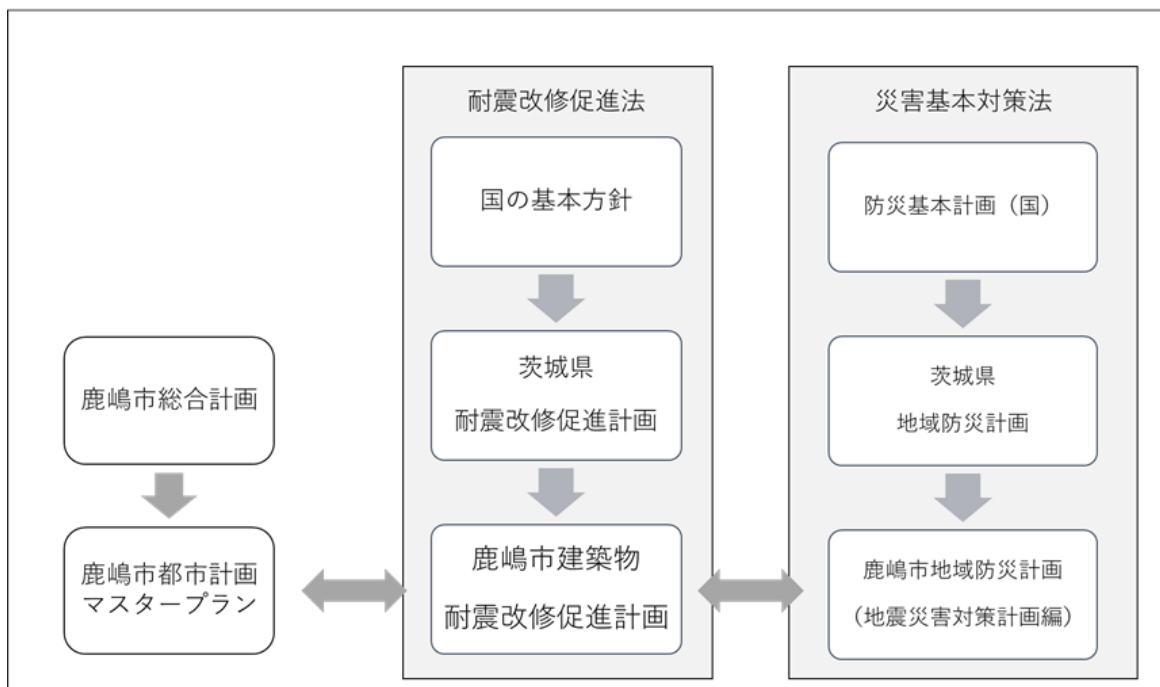
こうした背景を踏まえるとともに、地震による建築物の被害・損傷を最小限にとどめる減災の視点を基本におき、鹿嶋市建築物耐震改修促進計画を改定し、住宅・建築物の耐震化の促進を図りながら、安心・安全な都市づくりの実現を目指します。

2 計画の目的と位置づけ

鹿嶋市建築物耐震改修促進計画（以下、「本計画」という。）は、法第6条第1項に基づき、市内の建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とします。

また、本計画は、県計画及び鹿嶋市地域防災計画との整合を図るとともに、鹿嶋市総合計画、鹿嶋市都市計画マスタープラン等の関連計画との整合を図っています。

【図1-1】鹿嶋市建築物耐震改修促進計画の位置づけ



3 計画の対象期間

本計画の対象期間は、国の基本方針や県計画を踏まえ、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や事業の進捗状況に応じ、定期的に計画内容を検証するとともに、適宜、目標や計画内容を見直します。

4 対象とする区域、建築物

本計画の対象区域は鹿嶋市全域とします。

対象とする建築物は、旧耐震基準（昭和 56 年以前）で建築された建築物のうち、次に示すものとします。

【表 1-1】計画の対象とする建築物

区分	種類	内容
民間	住宅	・戸建住宅、長屋、共同住宅
	民間特定建築物※	・法第 14 条に定める特定既存耐震不適格建築物【資料編／資料 1】のうち、民間が所有する建築物
市有	市有特定建築物	・法第 14 条に定める特定既存耐震不適格建築物【資料編／資料 1】のうち、市が所有する建築物
	防災上重要な市有建築物 (市有特定建築物以外)	・災害時に避難・救護の拠点となる施設 ・災害時において、復旧等に不可欠となる都市インフラ施設等

※特定建築物とは、法第 14 条に定められる特定既存耐震不適格建築物を指します。耐震化率の算定には、特定建築物と同じ用途、規模である新耐震基準の建築物も含めています。

第2章 建築物の耐震化に関する現状と目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

(1) 地震災害履歴

本市では、平成23年の東北地方太平洋沖地震をはじめとして、【表2-1】に示すように過去に多くの地震により被害を受けました。今後も想定されている大規模地震の発生が懸念される中で、建築物の地震対策の更なる加速化を図ることが重要です。

【表2-1】茨城県の主な地震と被害状況

発生日	震源地	マグニチュード	県内最大震度	茨城県の被害状況
昭和 47(1972)年 2 月 29 日	八丈島東方沖	7.0	4	常磐線の鉄橋橋げたに亀裂
昭和 49(1974)年 8 月 4 日	茨城県南部	5.8	4	死者1、負傷者1 瓦の落下十数件／震央付近
昭和 53(1978)年 6 月 12 日	宮城県沖	7.4	4	墓石落下など
昭和 57(1982)年 7 月 23 日	茨城県沖	7.0	4	住家屋根・壁の一部破損 窓ガラス破損
昭和 58(1983)年 2 月 27 日	茨城県南部	6.0	4	ガス管破損9、水道管破損7 壁の亀裂・剥落等
昭和 62(1987)年 12 月 17 日	千葉県東方沖	6.7	4	負傷者 4、住家一部破損 1、259
平成 2(1990)年 5 月 3 日	茨城県北部	5.4	4	負傷者 2、文教施設被害、鉄道不通
平成 5(1993)年 5 月 21 日	茨城県南部	5.4	3	住家被害 57、鉄道不通
平成 7(1995)年 1 月 7 日	茨城県南部	5.4	4	断水 250、窓ガラス破損 2、鉄道不通
平成 12(2000)年 7 月 21 日	茨城県沖	6.4	5 弱	断水 26、瓦の落下及び破損 各 1
平成 14(2002)年 2 月 12 日	茨城県沖	5.7	5 弱	負傷者 1、文教施設被害 12
平成 14(2002)年 6 月 14 日	茨城県南部	5.1	4	負傷者1、ブロック塀破損4 建物被害 8、塀倒壊 5
平成 17(2005)年 2 月 16 日	茨城県南部	5.3	5 弱	負傷者 7、ブロック塀倒壊 1
平成 20(2008)年 5 月 8 日	茨城県沖	7.0	5 弱	負傷者1、住家一部破損7 工場でガス漏れ
平成 23(2011)年 3 月 11 日	三陸沖 他 (東北地方太平洋沖地震) ※東日本大震災	9.0	6 強	死者66、行方不明1、負傷者714 住家全壊2、634、住家半壊24、995 住家一部破損191、490 住家床上浸水 75、住家床下浸水 624
平成 23(2011)年 4 月 11 日	福島県浜通り	7.0	6 弱	負傷者 4
平成 23(2011)年 4 月 16 日	茨城県南部	5.9	5 強	負傷者 2
平成 23(2011)年 7 月 31 日	福島県沖	6.5	5 弱	負傷者 5
平成 24(2012)年 12 月 7 日	三陸沖	7.3	5 弱	負傷者2 非住家被害 3
平成 28(2016)年 11 月 22 日	福島県沖	7.4	5 弱	住家一部破損 2
平成 28(2016)年 12 月 28 日	茨城県北部	6.3	6 弱	負傷者2 住家半壊 1、住家一部破損 25
平成 29(2017)年 8 月 2 日	茨城県北部	5.5	4	負傷者 2
令和 3(2021)年 2 月 13 日	福島県沖	7.3	5 弱	負傷者 3

県計画を基に作成

(2) 想定地震による被害想定結果

鹿嶋市地域防災計画（地震災害対策計画編）において、本市に一番影響が大きいと考えられる「茨城県沖から房総半島沖にかけての地震」を想定します。

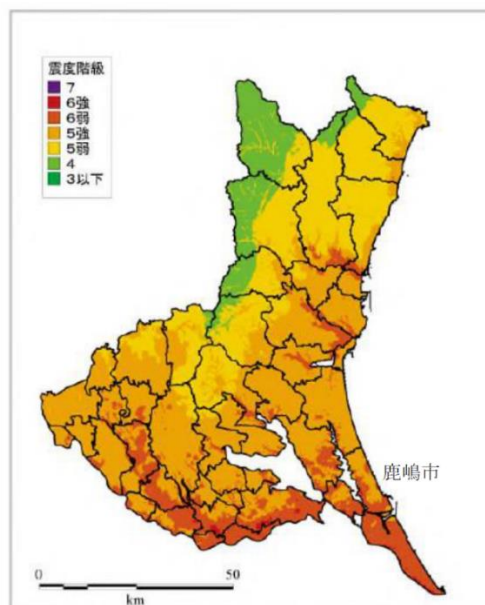
【想定地震及び鹿嶋市における被害想定】

想定地震	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震
説明	地震調査研究推進本部から平成 23 年 11 月に公表された「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価(第二版)について」を基に想定した地震。
マグニチュード	8.4

上記の地震によって発生する揺れは、概ね震度 5 強が想定されているが、北浦の湖岸を中心に一部震度 6 強となる場所があります。

また、建物は全壊・焼失が約 220 棟、半壊が約 2,100 棟もの被害を受けると予測されています。その内訳としては、津波による被害が最も多いとされていますが、揺れによる被害についても、全壊が約 20 棟、半壊が約 500 棟と予測されています。

【図 2-1】 茨城県沖～房総半島沖の地震の地表震度分布



(鹿嶋市地域防災計画 資料編より)

2 耐震化の現状

(1) 住宅における耐震化の現状

平成30年に実施された住宅・土地統計調査のデータを基に住宅の耐震化の状況を推計した結果を【表2-2】に示します。

市内には27,970戸の住宅があり、このうち、新耐震基準で建てられた住宅は、22,600戸あります。市内住宅のうち、耐震性を有する住宅は25,775戸と推計され、耐震化率は、92.2%です。

【表2-2】住宅における耐震化の現状（平成30年時点推計）

（単位：戸）

用途	総数	旧耐震基準の住宅		新耐震基準の住宅	耐震性のある住宅の合計	耐震化率
		計	うち耐震性あり※			
一戸建て住宅	22,080	5,144	3,114	16,966	20,080	90.9%
共同住宅 長屋建て住宅	5,890	256	61	5,634	5,695	96.7%
合計	27,970	5,370	3,175	22,600	25,775	92.2%

※旧耐震住宅における「耐震性あり」住宅の算定は国の推計値を用いて算出。

(2) 民間特定建築物における耐震化の現状

令和3年度時点における民間特定建築物の耐震化の状況については、【表2-3】のとおりです。本市においては、学校の耐震化は完了していますが、賃貸共同住宅（寮・社宅等を含む。）の耐震化が進んでいない状況です。

【表2-3】民間特定建築物における耐震化の現状（令和3年度時点）

（単位：棟）

用途	総数	旧耐震基準の建築物 （S56年以前建築）		新耐震基準の 特定建築物	耐震性のある特定 建築物	耐震性 不明の 特定建築物	耐震化率
		総数	うち耐震性あり				
学校	12	6	6	6	12	0	100.0%
病院・診療所	6	3	0	3	3	3	50.0%
社会福祉施設	11	1	0	10	10	1	90.9%
ホテル・旅館	5	3	0	2	2	3	40.0%
店舗・百貨店	4	2	1	2	3	1	75.0%
賃貸共同住宅	75	61	0	14	14	61	18.7%
事務所	11	3	0	8	8	3	72.7%
その他	64	25	2	39	41	23	64.1%
合計	188	104	9	84	93	95	49.5%

(3) 市有特定建築物における耐震化の現状

令和3年度時点における市有特定建築物の耐震化の状況は【表2-4】のとおりです。
本計画に基づき耐震化を推進した結果、すべての耐震化が完了しています。

【表2-4】市有特定建築物における耐震化の現状（令和3年度時点）（単位：棟）

用途	総数	旧耐震基準の建築物 (S56年以前建築)		新耐震 基準の 特定建 築	耐震性 のある特 定建 築物	耐震性 不明の 特定建 築物	耐震化率
		総数	うち耐震 性あり				
学校	45	34	34	11	45	0	100.0%
社会福祉施設	1	0	0	1	1	0	100.0%
賃貸共同住宅	7	5	5	2	7	0	100.0%
事務所	2	1	1	1	2	0	100.0%
その他	4	0	0	4	4	0	100.0%
合計	60	40	40	20	60	0	100.0%

(4) 防災上重要な市有建築物（市有特定建築物以外）における耐震化の現状

令和3年時点における市有特定建築物を除く防災上重要な市有建築物の耐震化の状況については、【表2-5】のとおりです。耐震化率は75.4%となっており、旧耐震基準で建てられた建築物のうち、耐震化が必要な建築物は34棟です。そのうち、14棟については解体等を予定しています。

【表2-5】防災上重要な市有建築物における耐震化の現状（単位：棟）

用途	総数	旧耐震基準の建築物 (S56年以前建築)		新耐震 基準の 建築物	耐震性 のある 建築物	耐震性 不明の 建築物	耐震化 率
		総数	うち耐震 性あり				
防災上重要な市有建築物 (市有特定建築物以外)	138	41	7	97	104	34	75.4%
避難所・ 要介護施設等	79	29	4	50	54	25	68.4%
都市インフラ施設・ その他施設	59	12	3	47	50	9	84.7%

3 耐震化の目標の設定

(1) 目標設定の基本的な考え方

特定建築物の耐震化については、地震発生による人命への重大な被害や市民生活への深刻な影響を抑止することを目的とし、市民への啓発活動・支援施策等を通じて、以下の目標を達成するよう、取り組みを推進します。

【耐震化の目標】

■住宅

- ・令和 12 年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消する。

■住宅以外の建築物

- ・令和 7 年度までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物※を概ね解消する。
- ・耐震診断義務付け対象建築物以外の耐震性が不十分な特定建築物については、令和 12 年度までに概ね解消する。

※耐震診断義務付け対象建築物とは、要安全確認計画記載建築物（法第 5 条第 3 項第 1 号、第 2 号（県計画で位置づけ）、第 6 条第 3 項第 1 号）又は要緊急安全確認大規模建築物（法附則第 3 条）をいう。具体的な用途、規模等は【資料編／資料 1】に記載。

(2) 住宅における耐震化の目標

本市における住宅における耐震化の目標は、国の指針や県計画を踏まえ、令和 12 年度までに耐震性の不足する住宅を概ね解消することを目標とします。なお、目標達成に向けての中間値としては、県計画に合わせ、令和 7 年度に耐震化率 95%を達成できるよう、取組の推進に努めます。

【表 2-6】市内の住宅における耐震化率の推移と目標

	平成 22 年 (当初)	平成 30 年	令和 7 年度 (中間目標)	令和 12 年度 (最終目標)
一戸建て住宅	72.3%	90.9%	94.1%	概ね解消
共同住宅 長屋建て住宅	92.2%	96.7%	98.0%	概ね解消
合計	77.0%	92.2%	95.0%	概ね解消

(3) 特定建築物（民間・市有）における耐震化の目標

国の基本方針や県計画を踏まえ、特に耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象建築物については、令和7年度までに概ね解消することを目標とします。また、それ以外の耐震性が不十分な特定建築物についても、令和12年度までに概ね解消することを目標とします。

なお、県計画における要安全確認計画記載建築物の指定に伴い、新たに耐震診断義務付け対象建築物に指定された民間特定建築物の所有者への指導等の際には、県と協力し、目標達成を目指します。

【表 2-7】 特定建築物（民間・市有）における耐震化率の目標

用途	民間		市有		合計	
	現状	令和12年度	現状	令和12年度	現状	令和12年度
学校	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
病院・診療所	50.0%	概ね解消	—	—	50.0%	概ね解消
社会福祉施設	90.9%	概ね解消	100.0%	100.0%	91.6%	概ね解消
ホテル・旅館	40.0%	概ね解消	—	—	40.0%	概ね解消
店舗・百貨店	75.0%	概ね解消	—	—	75.0%	概ね解消
賃貸共同住宅	18.7%	概ね解消	100.0%	100.0%	19.5%	概ね解消
事務所	72.7%	概ね解消	100.0%	100.0%	76.9%	概ね解消
その他	64.1%	概ね解消	100.0%	100.0%	66.2%	概ね解消
合計	49.5%	概ね解消	100.0%	100.0%	61.7%	概ね解消

(4) 防災上重要な市有建築物（市有特定建築物以外）

市有特定建築物を除く防災上重要な市有建築物については、災害時に避難・救護の拠点となる施設や災害発生時に、復旧等に不可欠となる都市インフラ施設であることから、「鹿嶋市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、老朽化した施設の集約化や複合化も含めた検討を行いつつ、令和12年度までに耐震性の不足する建築物を概ね解消することを目標に、耐震化を進めていきます。

【表 2-8】 防災上重要な市有建築物における耐震化の目標

用途	総数	耐震化率	
		現状	目標 (令和12年度)
防災上重要な市有建築物 (市有特定建築物以外)	138棟	75.4%	概ね解消
避難所・要介護施設等	79棟	68.4%	概ね解消
都市インフラ施設・その他施設	59棟	84.7%	概ね解消

第3章 建築物の耐震化促進を図るための施策

1 耐震診断及び改修に関わる関係主体の基本的な取組み方針

(1) 取組みの視点

建築物の耐震診断及び耐震改修は、次の視点に基づき促進することとします。

- ①住宅・建築物の所有者等は、防災対策として自らの責任においてその安全性の確保に努める。
- ②行政は、住宅・建築物の所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等、必要な施策を講じる。

(2) 各主体の役割

■建築物所有者等

- ・ 地震による建築物の倒壊及び損傷が生じた場合、自らの生命と財産はもとより、建築物の倒壊による道路の閉塞や建築物の出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分認識して、建築物の耐震診断及び耐震改修等、主体的に耐震化に取り組むよう努める。

■市

- ・ 住民に対し地震のリスクに関する知識の普及を図り、建築物の耐震性確保の必要性について啓発するための諸策を講じる。
- ・ 耐震化未実施の市有建築物の耐震診断・耐震改修を計画的に実施する。
- ・ 耐震診断・耐震改修に係る助成措置の充実に努める。
- ・ 県や建築関係団体と連携し、建築物の所有者が主体的に耐震化の取り組みができるよう環境整備に努める。

■建築関係団体

- ・ 耐震診断・耐震改修の相談窓口を設ける。
- ・ 耐震診断・耐震改修に係る講習会や各種イベントの開催等を通して、建築技術者の技術力向上に努める。

2 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

大規模な地震が発生した場合に、建築物の倒壊を防止し、道路の通行を確保する必要がある道路として以下の道路を位置づけし、対象建築物※の耐震化の促進を図ります。

(1) 耐震診断義務付け道路

県計画において、広域の緊急輸送を担う交通軸である道路（直轄国道等）及びそれらの道路から重要拠点へのアクセス道路を法第5条第3項第2号に基づく、沿道の対象建築物に耐震診断を義務付ける道路として位置付けています（【資料編／資料4】参照）。

(2) 耐震化努力義務道路

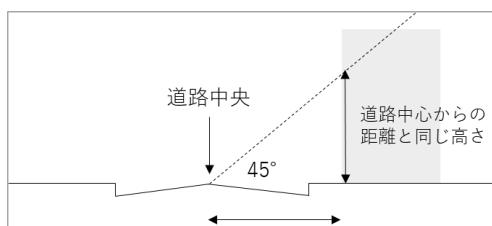
県計画においては、茨城県地域防災計画に位置付ける「第一次・第二次・第三次緊急輸送道路」のうち、耐震診断義務付け道路を除く道路を、法第5条第3項第3号に基づく道路として指定しています。

本計画においても、県計画に位置付けられた「第一次・第二次・第三次緊急輸送道路」のうち、市内を通過する区間の路線を法第6条第3項第2号の道路として指定します（【資料編／資料3】参照）。

※対象建築物とは、上記（1）及び（2）で位置付けた路線の沿道において、【図3-1】、【図3-2】の要件に該当する建築物で、それを「通行障害既存耐震不適格建築物」といいます。

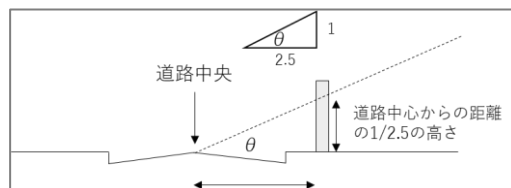
（1）の耐震診断義務付け道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物（所有者に意見を聴いたものが対象）の所有者は、法第7条の規定に基づき、要安全確認計画記載建築物として耐震診断を行い、その結果を令和7年3月までに所管行政庁（本市においては茨城県）に報告することが義務付けられます。また、報告を受けた所管行政庁は、耐震診断結果の公表を行います。

【図3-1】対象となる建築物の要件（法施行令第4条第1項第1号）



※倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物（高さ6mを超えるもの）

【図3-2】対象となる組積造の塀の要件（法施行令第4条第1項第2号）



※倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある組積造の塀で建物に付属するもの（長さ25mを超えるもの）

3 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

(1) 地震発生時に利用を確保すべき建築物

大規模な地震が発生した場合において、災害応急活動などその利用を確保することが公益上必要な建築物は、優先的に耐震化を促進する必要があります。そのため、県計画において定める要件※に該当する既存耐震不適格建築物について、県では法第5条第3項第1号の規定に基づく防災拠点建築物として位置付けをし、対象建築物の所有者は、法第7条の規定に基づき要安全確認計画記載建築物として耐震診断を行い、その結果を令和7年3月までに所管行政庁に報告することが義務付けられます。

本市内にある要件に該当する施設については、耐震化が完了しておりますが、要件に合致しない指定避難所や指定緊急避難場所についても、地震発生時に災害応急活動などに利用する必要があることから、優先的に耐震化を進めるよう建物所有者に対する意識啓発等に努めます。

※要件：①県及び市町村の災害対策本部が設置される建築物、②茨城県地域防災計画において災害拠点病院として位置付けられている病院、③災害対策基本法に基づき市町村が指定する指定緊急避難場所及び指定避難所のうち、その規模及び用途等が、法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物の要件に該当する建築物（※所有者に意見を聴いたものが対象となります）、④その他知事が必要なものとして定める建築物【県計画参照。】

(2) 旧耐震基準で建てられた住宅

住宅は、日常生活を営む上で最も滞在時間の長い場所であるため、地震時の人的被害を抑制するために安全性の確保が必要なだけでなく、被災後の生活や経済活動の維持の面からも耐震化は非常に重要です。

今後、予想されている大規模地震から人命を守るためにも、早急に耐震化を行うことが必要であることから、住宅の耐震化をより一層促進するため、「鹿嶋市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム【資料編／資料5】」を策定し、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、毎年度その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅所有者等に対する意識啓発や支援制度の周知など、住宅の耐震化を強力に推進します。

4 重点的に耐震化すべき区域の設定

(1) 鹿島神宮周辺

鹿島神宮周辺は、本市の中心市街地として「鹿嶋市中心市街地活性化基本計画」を策定し、「人が集う魅力的な商業エリアの再生」や「来街者が滞遊するまちづくり」を実現するため、様々な事業を推進しています。更には、建築物の景観ルールとして「鹿島神宮周辺地区地区計画」を策定し、鹿島神宮と調和した街並み景観の整備等も行っています。

しかしながら、老朽化した木造住宅が密集しており、道路幅員の狭い箇所では、地震時に道路の閉塞や延焼火災を引き起こすなど、応急活動や避難活動等を困難にする危険性が高く、街並み景観上も芳しくないと考えられます。

また、鹿島神宮の重要文化財建造物群は桃山建築様式を伝えるものとして貴重であり、文化財保護の観点からも周辺地域と一体的に防災対策を推進することが重要と考えられます。

そのため、鹿島神宮周辺地区については、今後も本市の中心部として魅力を高めつつ、区域の防災性を高めるため、重点的に耐震化を促進する必要があります。

(2) 災害時に重要な活動拠点となる建築物周辺

災害発生直後から応急・復旧活動が行われる期間においては、避難や応急等の拠点となる施設では様々な活動に利用されることとなります。

したがって、災害時の施設利用に支障を生じることなく、円滑な応急・復旧活動を実施できる状況を極力確保することが重要です。そのため、これら重要な活動拠点となる施設の周辺においては、応急・復旧活動に支障をきたさないように、重点的な耐震化を促進する必要があります。

(3) 緊急輸送道路沿道

地震発生時に避難、救援、復旧及び消化活動を円滑に実施するために通行を確保することが必要な道路として、茨城県地域防災計画において、緊急輸送道路が指定されており、本計画においても、当該路線を地震発生時に通行を確保すべき道路として位置付けています。

緊急輸送道路沿道建築物については、その倒壊等により道路が閉塞され、地震発生後の消防や人命救助、応急復旧や救護の実施等に支障をきたし、また円滑な避難を困難とすることのないよう、沿道建築物及びブロック塀等について重点的に耐震化を図ります。

5 耐震化の促進を図るための支援策

(1) 助成

建築物の所有者が耐震診断や耐震改修を実施するにあたっての費用に対する助成や融資、税制優遇等の支援を実施し、耐震改修等の円滑な実施を促します。

■茨城県木造住宅耐震化支援事業

耐震診断・耐震改修に対する助成制度（木造住宅、ブロック塀等）

助成制度名	茨城県木造住宅耐震診断補助事業					
概要	木造住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策を促進するため、市町村が国の交付金を活用し、所有者が行う耐震診断・耐震改修、ブロック塀等の安全対策に係る補助を行う場合、その費用の一部を県が補助					
対象建築物	・木造住宅については昭和 56 年以前に建築されたもの					
	■補助率					
	区分		国	県	市	
	(1)	木造住宅	耐震診断	1/2	1/4（上限 14,000 円）	1/4
	(2)		耐震改修	11.5%	5.75%（上限 125,000 円）	5.75%
(3)	総合支援（耐震設計等＋耐震改修）		2/5	1/5（上限 250,000 円）	1/5	
(4)	ブロック塀等安全対策	1/3	1/6（上限 25,000 円）	1/6		

■鹿嶋市木造住宅耐震化支援事業

助成制度名	鹿嶋市木造住宅耐震診断士派遣事業
概要	<ul style="list-style-type: none"> 市内の既存木造住宅の耐震化を促進するため、市民に対して個人負担金 1,000 円にて県に登録された耐震診断士を派遣。 診断は（社）日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法で行う。
対象建築物	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された市内にある木造戸建住宅
実績	令和 3 年度までの実績で 198 戸の助成を実施。

助成制度名	鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等補助金（総合支援メニュー）
概要	既存木造住宅の上部構造評点が 1.0 以上となるための耐震改修に係る費用 5 分の 4 を補助する。（限度額 100 万円）
対象建築物	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された市内にある木造戸建住宅で、既に耐震診断を受けており、その上部構造評点※が 1.0 未満と診断されたもの
実績	総合支援メニューは令和 3 年度からの実施。 令和 2 年度まで実施していた耐震改修工事費の補助については、2 戸の助成を実施。

※上部構造評点とは、耐震診断の対象となる木造住宅の各階及び各方向について保有する耐力を必要耐力で除して得た値のうち、最小のものをいう。

(2) 耐震診断・耐震改修に対する融資制度

融資制度名	住宅金融支援機構（リフォーム融資）
概要	・耐震改修工事に対する融資※1
融資内容	①戸建て住宅 ・融資限度額：1,500万円※2（住宅部分の工事費が上限） ②マンション ・融資限度額：融資対象工事費以内※2

※1 マンションは調査設計や診断費用の実施、長期修繕計画の作成等のみの費用も対象

※2 融資対象工事費に係る補助金等の交付がある場合は当該補助金等を除いた額

(3) 人材の育成

耐震改修等の円滑な実施に備えるため、県と連携して、耐震改修等の実施にあたって必要な技術者の育成に努めます。加えて、認定または登録された技術者の公開・周知を行います。

①木造住宅耐震診断士の養成（茨城県）

県では、認定された木造住宅耐震診断士の名簿をホームページで公開しています。

制度名	木造住宅耐震診断士の養成
概要	・耐震診断に必要とされる診断の実施方法及び構造等の技術的評価方法を取得した建築士で、実施方法や評価方法を統一したものにするため、県等で講習会を実施し、知事が認定
育成内容等	・認定の有効期限は5年 ・養成講習会を受講し、登録・更新 ・県及び市町村の窓口等において耐震診断士認定者名簿を閲覧に供し、耐震診断を実施している設計事務所等の情報を県民へ提供 ・診断士は、市町村が実施する耐震診断事業に協力し、「耐震診断業務マニュアル」に従い診断を実施

②住宅耐震・リフォームアドバイザー登録（茨城県）

住宅耐震・リフォームアドバイザーの養成・登録に県と協力して取り組みます。

制度名	住宅耐震・リフォームアドバイザー養成事業
概要	・悪質な住宅リフォーム詐欺の発生が社会問題化している一方、既存住宅のバリアフリー化や耐震化等の住居環境の向上を目的としたリフォーム工事や増改築の需要が高まっているため、県民が安心して適切な住宅リフォーム工事ができるようにするための住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録制度
育成内容等	・知事認定を受けた木造住宅耐震診断士が対象 ・講習会等を受講して登録 ・適切な工法・価格で耐震改修やバリアフリーなどのリフォーム工事ができるよう県民をサポートし、住宅全般の相談に対応できる体制確立

③自主防災組織等のリーダーの育成（茨城県）

制度名	自主防災組織等のリーダー育成（いばらき防災大学）
概要	・防災について総合的・体系的に学ぶ機会を提供し、自主防災組織等のリーダーとして活動できる人材の育成を目的としており、住宅の耐震化も履修内容のひとつとなっている

6 耐震化促進のための環境整備

耐震改修を促進するためには、対象となる建物の所有者が安心して耐震改修に取り組めるような環境整備が必要です。特に、工事の依頼先や工事費用、工事内容、工事の効果等の不安を解消することが重要であるため、以下のような施策を講じ、耐震化促進のための環境整備を進めます。

(1) 耐震診断の普及

木造住宅耐震診断士の診断が適正に行われるよう市では普及促進に努めます。また、住宅の所有者が安心して耐震診断を受けられるよう、診断業務の標準化・効率化を図ります。

(2) 住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録リストの公開

住宅のリフォームを計画している市民が、適正な工法・価格で所要の性能を備えた住宅が確保できるよう、また、地震時の減災害対策としての耐震改修を安心して適切に行えるよう、住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録に県と協力して取り組みます。

また、市民の身近な相談相手として、住宅リフォームに関する相談や情報提供のできる体制を整備すると共に、地元の優良なリフォーム工事業者の登録制度の推進を図ります。



(3) 相談窓口の設置

耐震性の不足する住宅の所有者等の個別の事情に応じ、各分野を横断する相談に的確に対応できるよう、相談窓口を設置します。

(4) 情報の提供

耐震診断・改修への補助制度等に関する案内パンフレットの作成・配布に加え、ホームページ等による情報提供により更なる周知を図ります。また、各種イベント等への出展により建築物の耐震化の重要性等について案内を行い、市民の防災意識の啓発に努めるとともに、住宅の所有者に対し、工事費や工期などの負担軽減が期待できる工法についての情報提供を行い、耐震改修工事に着手できる機会の拡大を図ります。

7 建築物の総合的な安全対策の促進

建築物の防災性を高めるためには、建物の耐震性のみならず、建物内外の設備等も含めた総合的な安全対策を行うことが重要です。

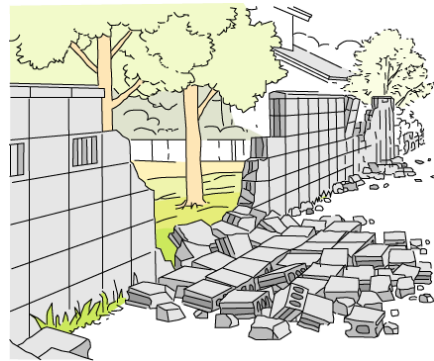
相談窓口の設置や情報提供を推進するとともに、建築物の防災性を高めるために、次のような対策を実施し、地震時の被害の抑制を図ります。

(1) ブロック塀等の倒壊防止対策

平成30年6月に発生した大阪北部地震では、耐震性に問題のあるブロック塀等が倒壊し、2名が死亡するなど重大な被害を及ぼしました。地震発生時のブロック塀等の倒壊により、その下敷きになって死傷者が発生するばかりでなく、道路を塞いで避難や救助活動の障害になるなどの危険性が指摘されています。

市民や建築物の所有者に対する危険性の周知、正しい施工方法や補強方法の普及のため、パンフレット等の作成・配布、ホームページの利用等による啓発活動を進めるほか、通学路等の避難路における危険なブロック塀について、町内会や学校等と連携しその把握に努めます。

また、危険ブロック塀等の耐震診断・改修等の促進のため、鹿嶋市地域防災計画において定める指定避難所、指定緊急避難所及び地区避難場所から半径2キロメートル圏内に存する道路をブロック塀等の安全対策が必要な避難路として指定し、避難路沿道等に存する危険ブロック塀等の撤去の支援を行います。



制度名	鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付要綱
概要	ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険ブロック塀等の撤去に対する補助金を交付します。補助金の額は、撤去工事を行う塀等の長さに応じ、最大10万円とします。

(2) 盛土造成地の耐震対策

平成23年の東日本大震災では、大規模な盛土造成地の崩落被害が多数発生しました。

本市では一定規模以上の盛土造成地の位置を示した「大規模盛土造成地マップ」を作成し周知することにより、市民の防災意識の向上を図ります。

(3) 屋根瓦の落下防止対策

屋根瓦が落下することにより、人身事故や物損事故が発生するほか、漏水により建築物の劣化が進行し、健康被害などの二次災害の発生も懸念されます。

屋根瓦の改修等による安全確保を促進するため、助成制度の充実に努めます。

(4) 非構造部材（窓ガラス等）の落下防止対策

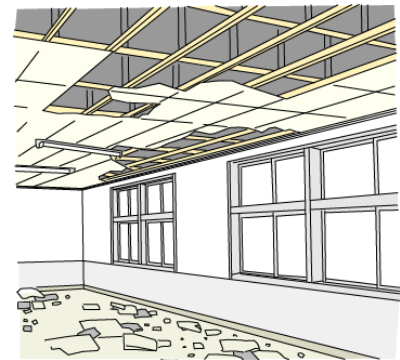
地震時にオフィスビルの窓ガラスが割れて飛散したり、天井等の装飾具等が落下するなどの事故が発生しています。

ガラスや天井の落下の危険性、家具の転倒防止措置の重要性などについて、市民や建物の所有者に周知することが重要であるため、パンフレット等の作成・配布による啓発活動を進めます。

(5) 特定天井の脱落対策

平成23年の東日本大震災では、体育館などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生したことを踏まえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

建築物の所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう啓発活動を進めます。



(6) エレベーター等の安全対策

エレベーターには地震動を感知して運転を制御する装置が取り付けられていますが、過去の地震において、停止したエレベーターの安全確認作業が遅れた結果多くの人が長時間エレベーター内に閉じ込められるという事故が報告されています。

また、平成23年の東日本大震災では、エスカレーターへの脱落等の事例が複数確認されたことから、新たな基準が定められました。エレベーターやエスカレーターが設置された建築物の所有者等に地震時のリスクなどを周知し、安全性の確保を図るよう周知します。

第4章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発

1 相談体制の整備及び情報提供の充実

本市では、建築物の所有者等が耐震改修等に関連する疑問や質問を問合せできるよう、建築関係部署において相談窓口を設けています。相談窓口では耐震診断や改修、税の特例措置等に関する助成制度等の様々な相談に対応できる体制を整えます。

また、より多くの市民の皆様が地震災害の危険性や耐震化について正確な知識や情報を提供できるよう、耐震化に関する各種パンフレット等を積極的に配布・公開し、ホームページ上での情報提供に努めます。

2 リフォームにあわせた耐震改修の誘導策

リフォームや増改築工事とあわせて耐震改修を実施することは、単独工事としての施工に比べ、費用負担の軽減や工期の短縮、生活への影響の低減化等という面でより効果的です。

リフォーム等を行う予定がある場合には、耐震改修工事もあわせて実施するよう、茨城県の住宅耐震・リフォームアドバイザー制度等を紹介し、耐震改修を誘導します。

3 建築関係団体、NPO、町内会等との連携に関する事項

耐震化を進めるためには、建物の所有者が地震防災対策を地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが不可欠です。そこで建築関係団体やNPO、町内会等と連携し、知識と経験を活かした専門家としての適切なアドバイスにより、技術的な側面から建物の所有者が取り組む自助努力の活動を支援していきます。

また、耐震診断・改修の重要性に関する啓発のほか、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策全体の啓発・普及を行います。

第5章 耐震化を促進するための指導や命令等に係る茨城県との連携

1 法に基づく指導等の実施

県は、建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁として、【表 5-1】に示す建築物の所有者に対し必要な指導や命令等を行います。指導や命令等は、【図 5-1】に示すとおり、法及び建築基準法に基づいて行われます。

本市においては、所管行政庁である県と連携して、法に基づく特定既存耐震不適格建築物に対する指導等を実施していきます。

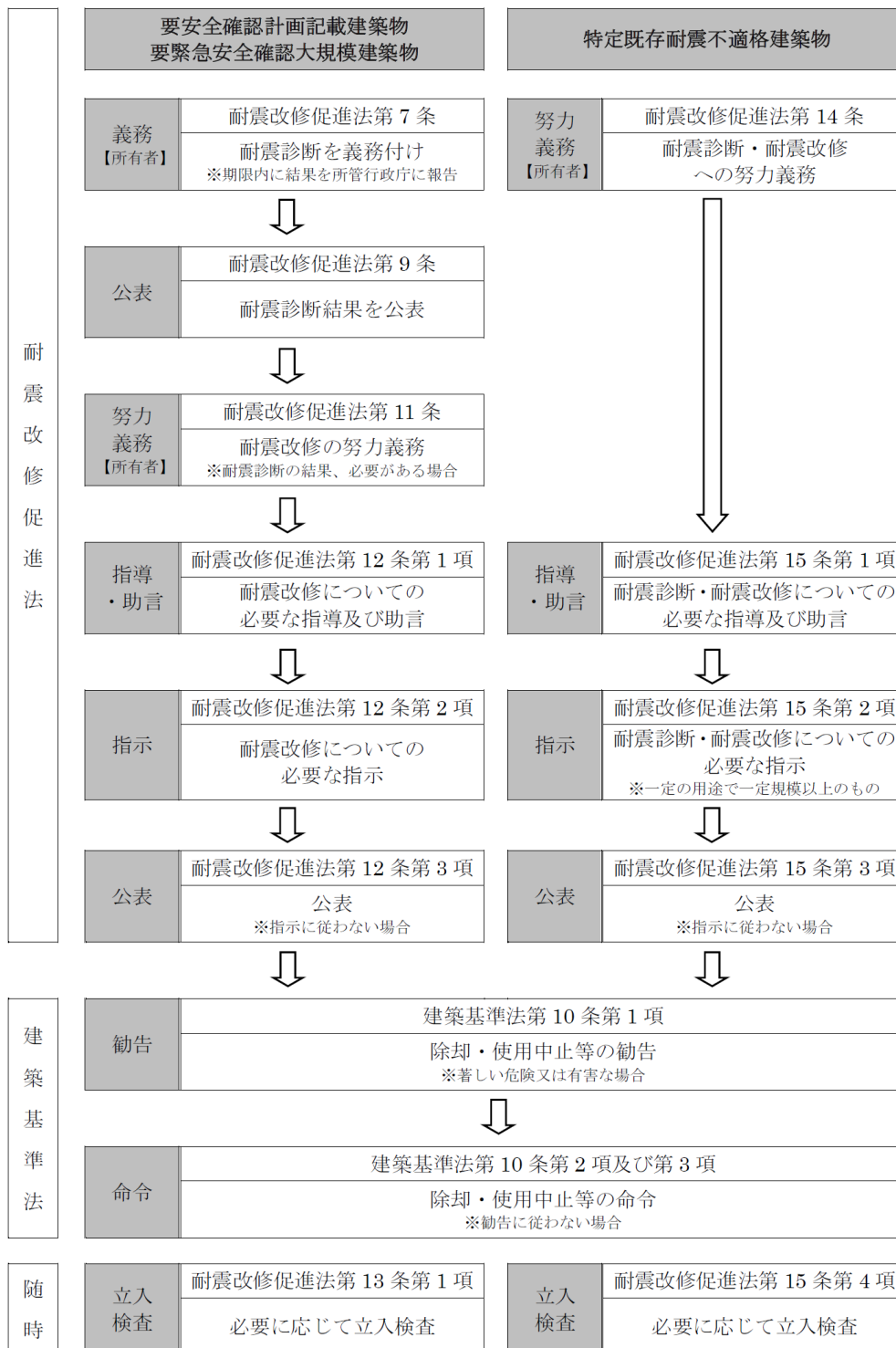
【表 5-1】指導や命令等の対象建築物

対象建築物区分	概要
要安全確認計画記載建築物	法に基づき耐震改修促進計画に位置付ける以下の建築物 ・防災拠点建築物（法第5条第3項第一号） →県計画の第2章2で位置付けるもの ・避難路沿道建築物（法第5条第3項第二号） →県計画の第2章3(1)で位置付けるもの ・避難路沿道建築物（法第6条第3項第一号） →市計画で位置付けるもの（ <u>本市においては位置づけなし</u> ）
要緊急安全確認大規模建築物	一定の用途で一定規模以上の既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物（法附則第3条）※
特定既存耐震不適格建築物	一定の用途で一定規模以上の既存耐震不適格建築物である建築物（法第14条）※

※建築物の規模要件等は【資料編／資料1】を参照。

なお、上記以外の既存耐震不適格建築物に該当する建築物の所有者においても、当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければなりません。本市においても、必要があると認めるときは、所管行政庁と連携し、当該建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行います。

【図 5-1】 指導や命令等の流れ（県計画より）



第6章 推進体制と進行管理

1 推進体制

計画的な耐震化の促進を図るためには、情報提供の充実、診断技術者の育成等といった施策を総合的に推進するための体制づくりが必要です。

そのため、県や近隣自治体、建築関係団体等との適切な役割分担のもとに、連携・協力して建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

(1) 茨城県や周辺自治体との連携

市は、耐震化の目標実現のために、茨城県及び県内市町村の関係各課、一般社団法人建築士会等の協力団体で構成されている「茨城県建築防災推進連絡協議会」を通じ、耐震化に関する施策を推進する県や近隣自治体との連携を図ります。

(2) 関係団体、事業者との連携

市内の建築士事務所、建築士会、建築事業者等との情報交換を積極的に進め、耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組んでいくものとします。

(3) 地域住民との連携

耐震改修の促進は、地域として耐震化の意識が高まることが重要です。

市は、耐震化の促進のための相談、パンフレットの作成・配布、ホームページの公開などの施策を展開し、地域住民と連携を図りながら耐震化を促進します。

また、災害時の避難や消火活動等は地域の人々が組織的に災害に対応することが重要であることから、自治会や町内会等の地域住民との連携のもと、耐震化の促進や危険ブロック塀の改修・撤去等に取り組みを進められるよう具体的方策を検討していきます。

2 進行管理

本計画の推進にあたっては、住宅や建築物等の耐震化の状況を定期的・継続的に確認・検証することが有効です。

また、必要に応じて、計画の目標等について適宜見直し、公表を行うこととします。

鹿嶋市耐震改修促進計画(資料編)

資料1 特定建築物等一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物（法第14条）		
		指導・助言対象 （法第15条第1項）	指示対象 （法第15条第2項）	耐震診断義務付け対象 （法附則第3条）
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	1, 500㎡以上 （屋内運動場の面積を含む）	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
賃貸共同住宅（共同住居に限る。）、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上		
事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供するものを除く）		階数3以上かつ1,000㎡以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物【資料2参照】	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物		法第5条第3項第3号に基づき県計画で指定する避難路及び法第6条第3項第2号に基づき市計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）【資料3参照】		法第5条第3項第2号に基づき県計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）【資料4参照】
防災拠点である建築物				法第5条第3項第1号に基づき県計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

資料2 法第14条第2号の対象となる政令に定める危険物の数量一覧

危険物の種類	危険物の数量
1. 火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500 km
ヌ 導火線	500 km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
2. 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
3. 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20m ³
4. マッチ	300 マッチトン [※]
5. 可燃性のガス(7及び8を除く)	2 万m ³
6. 圧縮ガス	20 万m ³
7. 液化ガス	2、000 t
8. 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)	毒物 20 t 劇物 200 t

(※) マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で7、200個、約120kg

資料3 県計画及び市計画で指定する地震時に通行を確保すべき避難路（市内緊急輸送路）

■第1次緊急輸送路

路線番号	路線名	起点側	終点側
(一般国道)			
51	国道51号	稲敷市県境(千葉県)から	水戸市三の丸(水戸駅前交差点)まで
124	国道124号	神栖市県境(千葉県)から	鹿嶋市宮中 国道51号(消防署南交差点)まで
(一般県道)			
239	粟生木崎線	鹿嶋市粟生 一般県道鹿島港線(粟生交差点)から	神栖市居切 一般県道鹿島港潮来インター線交差まで
255	鹿島港線	鹿嶋市明石 国道51号(スタジアム北交差点)から	鹿嶋市平井南 鹿嶋市道交差まで
(市町村道)			
	鹿嶋市道0210号線	鹿嶋市平井南 鹿島港線交差から	外港公共1号線(鹿島港)まで
(臨港道路)			
	(鹿島港)外港公共1号	鹿嶋市平井 鹿嶋市道交差から	鹿島港外港地区まで

■第2次緊急輸送路

路線番号	路線名	起点側	終点側
(主要地方道)			
18	茨城鹿島線	東茨城郡茨城町生井沢 一般県道紅葉石岡線交差から	鹿嶋市爪木 一般県道須賀北埠頭線交差
18	茨城鹿島線	鹿嶋市宮下 国道51号(厨台交差点)から	鹿嶋市佐田 国道124号交差まで(鹿嶋市宮中 鹿嶋市道交差まで)
(一般県道)			
186	荒井行方線	鹿嶋市荒井 国道51号(出張所入口交差点)から	行方市根小屋 一般県道繁昌潮来線交差まで
238	須賀北埠頭線	鹿嶋市宮中 一般県道須賀北埠頭線交差から	鹿嶋市大船津 国道51号(大船津北交差点)まで
(市道)			
	鹿嶋市道0101号線	鹿嶋市宮中 県道茨城鹿島線交差から	鹿嶋市平井 県道鹿島港線(平井中東交差点)まで

■第3次緊急輸送路

路線番号	路線名	起点側	終点側
(市道)			
	鹿嶋市道0103号線	鹿嶋市宮中 国道51号バイパス(宮中北交差点)から	小山記念病院まで
	鹿嶋市道0105号線	鹿嶋市宮中 国道124号バイパス(鹿嶋市役所西交差点)から	鹿嶋市役所まで
	鹿嶋市道0105号、8010号線	鹿嶋市宮中 国道124号バイパス(鹿嶋市役所西交差点)から	鹿嶋警察署まで

【参考図】緊急輸送道路図（茨城県HPより）



資料4 耐震診断義務付け道路一覧

県計画において、下記の路線を法第5条第3項第2号に基づき、耐震診断を義務付ける路線として位置づけています。

■広域の緊急輸送を担う交通軸（高速道路、直轄国道等）

道路名称	起点側	終点側
国道51号	稲敷市県境（千葉県）から	水戸市三の丸（水戸駅前交差点）まで

■広域の緊急輸送を担う交通軸（高速道路、直轄国道等）から重要拠点へのアクセス道路

拠点名称	所在市町村	アクセス
鹿島港	鹿嶋市 神栖市	【鹿嶋市側】 ①国道51号 消防署南交差点 ↓（国道124号） ②谷原交差点 ↓（県道須賀北埠頭線） ③県道粟生木崎線との交差点 ↓（県道粟生木崎線） ④製鐵所正門前交差点（拠点前）
		【神栖市側】 ①国道51号 消防署南交差点 ↓（国道124号） ②谷原交差点 ↓（県道須賀北埠頭線） ③県道粟生木崎線との交差点 ↓（県道粟生木崎線） ④ファミリーマート神栖居切北店付近の交差点（拠点前）
小山記念病院	鹿嶋市	①国道51号 宮中北交差点 ↓（市道0103号線） ②鹿嶋会館付近の交差点 ↓（市道0103号線） ③拠点前

資料5 鹿嶋市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 2021

1. 目的

鹿嶋市耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）に定めた目標達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者等に対する意識啓発・制度周知、耐震改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等を図ることが重要です。

このため、鹿嶋市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取り組みを位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、取り組みの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とします。

2. 位置づけ

アクションプログラムは、促進計画「第2章 2 耐震診断・改修に係る基本的な取り組み方針」に基づき策定します。

3. 取組内容・目標・実績

	令和3年（2021年）度 取組内容	令和3年度 目標
計 画	■財政的支援 1) 木造住宅の耐震診断士派遣事業を実施します。 2) 木造住宅の耐震改修費に対する一部補助を実施します。	・耐震診断士派遣戸数：10戸 ・耐震改修費補助戸数：1戸
	■普及啓発等 1) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 ①旧耐震住宅所有者に啓発用のチラシを配布します。（令和5年度完了予定） 2) 耐震診断実施者に対する耐震化促進 ①耐震診断結果報告時に耐震改修を促します。 ②耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・電話等の方法により耐震改修を促します。 3) 改修事業者の技術力向上等 ①改修事業者の技術力向上に係る説明会等を実施します。（年1回以上） ②耐震改修事業者リストを作成して公表します。 4) 市民への周知普及 ①広報誌、ホームページ、FMラジオ等を通じて耐震改修の必要性について周知します。 ②一般住民を対象とした説明会、セミナー等を開催します。（年1回以上） ③パンフレットやチラシを作成して配布します。	前年度（令和2年度）までの実績・課題 令和2年（2020年）度実績 ・耐震診断士派遣戸数：0戸 ・耐震改修費補助戸数：0戸 平成31年（2019年）度実績 ・耐震診断士派遣戸数：6戸 ・耐震改修費補助戸数：0戸 平成30年（2018年）度以前の実績 ・耐震診断士派遣戸数：163戸 ・耐震改修費補助戸数：2戸

4. 検証・公表

社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、毎年度取組内容の検証、見直しを行います。アクションプログラムの取組に伴う実施・達成状況については公表します。